太陽生命

# 保有個人データ・第三者提供記録の開示・訂正等の請求方法について

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、ご本人またはその代理人は、当社の保有個人データに関して、利用目的の通知、開示、訂正、追加または削除（以下「訂正等」といいます。）、利用停止または消去（以下「利用停止等」といいます。）および第三者提供の停止を、当社が保有する第三者提供記録に関して、その開示を求めることができます。（以下、これらの手続を総称して「開示請求等手続」といいます。）

1. 開示請求等手続の対象となる情報

（1）氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先（勤務先名または職業・電話番号）、契約内容に関する情報、契約内容変更に関する情報等の保有個人データ、および第三者提供記録（提供年月日、第三者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名、識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項、個人データの項目等の法令に基づく記録内容）。

2. お問い合わせ

お客様サービスセンター（電話受付）

3. 受付方法

郵送

4. お申込者の範囲、ご提出いただく書類

（1）お申込者の範囲　：ご本人もしくはその法定代理人、またはご本人が委任した代理人

（2）ご提出いただく依頼書：当社所定の「個人情報開示依頼書」、「個人情報利用目的通知依頼書」、「個人情報訂正等依頼書」、「個人情報利用停止等依頼書」、「個人情報第三者提供停止依頼書」、「第三者提供記録開示依頼書」

（3）ご提出いただく本人確認書類

a. ご本人によるご請求の場合

・ご本人の写真付証明書（運転免許証・パスポート等）、健康保険証、年金手帳

※写真付証明書は一点、写真無証明書の場合は二点

b. 代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、ご本人が委任した代理人等）によるご請求の場合

（ア）ご本人の写真付証明書（運転免許証・パスポート等）、健康保険証、年金手帳

※写真付証明書は一点、写真無証明書の場合は二点

（イ）代理人ご本人の写真付証明書（運転免許証・パスポート等）、健康保険証、年金手帳

※写真付証明書は一点、写真無証明書の場合は二点

（ウ）以下のうちいずれか一点

・委任状（ご本人が印鑑証明書の印（印鑑証明書を添付）を押印ください。）
・法定代理人であることを確認できる書類（戸籍謄本・登記事項証明書等）
※写真付証明書（運転免許証・パスポート等）、健康保険証、年金手帳、登記事項証明書はコピーを送付願います（郵送の場合）。

（4）手数料振込依頼書の領収証（控）のコピー（手数料の支払いが必要な場合のみ）
（5）訂正等の必要があることを証する資料（訂正等依頼の場合）
※提出いただいた書類（依頼書、本人確認書類等）については返却いたしません。

5. 手数料

個人情報の保護に関する法律第32条第2項に基づく利用目的の通知および第33条第1項に基づく保有個人データまたは第三者提供記録の開示請求の場合は、下記の手数料をいただきます。
＜手数料のご案内＞
手数料：一件あたり 1,000 円（同封の払込取扱票により、お振り込み下さい。）

6. 回答方法

当社が完備した必要書類を受領後、遅滞なく電子メールの送信または書面にて「ご本人」様宛の本人限定受取郵便により、回答いたします（郵便のお受け取り時には本人確認書類をご用意ください）。
なお、個人情報の保護に関する法律第33条第1項に基づく保有個人データまたは第三者提供記録の開示請求の場合には、請求されるご本人または代理人が、書面による開示または電磁的方法での開示（電子メールの送信による開示とします。）のいずれかから、開示方法をご指定いただくことができますので、請求時にお申出ください。なお、電磁的方法での開示が困難である場合は、書面での開示とさせていただきます。

7. 開示請求等手続に関して取得した個人情報の利用目的

開示請求等手続により当社が取得した個人情報は、当該手続きのための調査、ご本人および代理人の本人確認、手数料の徴収、ならびに当該開示請求等に対する回答に利用いたします。

8. 開示しない場合のお取り扱い

次に定める場合は、ご本人に関する保有個人データの全部または一部につき開示いたしかねますので、予めご了承願います。開示しないことを決定した場合は、その旨ご通知申し上げます。
また、開示しなかった場合についても、所定の手数料をいただきます。
（1）ご本人の確認ができない場合
（2）代理人によるご請求に際して、代理権が確認できない場合
（3）所定の請求書類に不備があった場合
（4）所定の期間内に手数料のお支払いがない場合
（5）ご請求のあった情報項目が保有個人データまたは第三者提供記録に該当しない場合

(6)本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
(7)当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
(8)他の法令に違反することとなる場合

9. 訂正等、利用停止等または第三者提供停止を行わない場合のお取り扱い

(1)当社は、保有個人データの訂正等の依頼を受けた場合において、必要な調査の結果、全部または一部について、訂正等を行わないことがあります。訂正等をしないことを決定した場合は、その旨ご通知申し上げます。

(2)当社は、保有個人データの利用停止等の依頼を受けた場合において、当該求めに理由がない場合には、利用停止等を行いません。また、保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合には、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることがございます。利用停止等を行わないことを決定した場合および上記の代わるべき措置をとることとした場合には、その旨ご通知申し上げます。

(3)当社は、保有個人データの第三者への提供の停止の依頼を受けた場合において、当該求めに理由がない場合には、第三者への提供の停止を行いません。また、保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合には、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることがございます。第三者への提供の停止を行わないことを決定した場合および上記の代わるべき措置をとることとした場合には、その旨ご通知申し上げます。

10. 外国にある第三者に対する個人データ等の提供について

(1)当社がご本人の同意を得て外国にある第三者に対して個人データまたは個人関連情報を提供しようとする場合には、個人情報の保護に関する法律第28条第2項および第31条第1項第2号、同法施行規則第17条ならびにガイドラインに基づき、原則として、当該外国の名称、当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報および当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を提供したうえで、同意を取得いたします。

同意をいただく時点で第三者が確定していないなどの理由により、事前に上記の情報の提供ができない場合には、法令およびガイドラインに基づき、その旨およびその理由、ならびにそれに代わる参考情報を提供したうえで同意をいただきます。ただし、この場合であっても、同意後に第三者が確定するなど、事後的に情報のご提供が可能となった場合には、お申出により、上記の情報提供をさせていただきます。当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等、情報のご提供が不適切な場合には、情報の提供を控えさせていただきますが、その場合は、その旨およびその理由を通知いたします。

(2)当社が、個人情報の保護に関する法律第28条第1項に定める相当措置を継続的に講ずるために必要な基準適合体制を整備していると認めた外国の第三者に個人データを提供した場合、同法施行規則第18条の規定に基づき、ご本人からの求めにより、以下の情報を提供いたします。ただし、当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、

情報の全部または一部の通知を控えさせていただくことがございます。

（ｱ）基準適合体制の整備の方法

（ｲ）当該相当措置の概要

（ｳ）当該相当措置の実施状況ならびに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無およびその内容を当社が確認する方法およびその頻度

（ｴ）当該外国の名称

（ｵ）当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無およびその概要

（ｶ）当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無およびその概要

（ｷ）（ｶ）の支障に関して当社が講ずる措置の概要

（3）上記の各情報のご提供を希望される方は、太陽生命保険株式会社お客様サービスセンターまでお問い合わせください。